2 学芸員課程

■ 教育目標

建学の精神をふまえた芸術教育を柱に、文化・生涯教育の担い手としての「学芸員」に必要な専門知識・技術を修得し、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

1．学芸員課程について

博物館法には『「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関』とあり、博物館の健全な発達と目的達成のために『博物館に、専門的職員として学芸員を置く』と規定されています。昨今、生涯学習の大切さが指摘されるようになり、社会教育機関の一つとして博物館の存在が重要視され、各地で内容の充実した公立・私立の博物館の増加がみられます。それにともなって博物館の専門的職員である学芸員の質的向上も要求されてきているのが現状です。学芸員は世間に注目される特別展を企画するという華やかな面もありますが、それも地道な努力の積み重ねが必要です。

学芸員の仕事は、博物館において展示する資料を収集し、その資料を調査研究して資料の位置付けを行い、その資料を教育的配慮に基づいて展示することです。また、永い間受け継がれてきた文化財的資料をつぎの世代に継承するために、資料の保存に力を注ぐことも重要な仕事となります。

学芸員の資格を取得するためには、学芸員課程で所定の科目を履修して、学芸員となる資格の認定を受けることが必要です。

2．学芸員課程の履修について

(1) 対象学科と履修開始学年

学芸員課程は、全学科を対象に開講しています。履修できるのは、2年次からで、定員は、1学年について約100名とします。

(2) 履修の手続

芸術計画学科以外の学生が学芸員課程を履修するには、2年次当初に実施する学芸員課程履修ガイダンスを受け、別途実施する学芸員課程受講資格試験に合格しなければなりません。その結果、学芸員課程の履修を認められた者は、「学芸員課程履修届・誓約書」を提出し、定められた期間に学芸員課程履修費（20,000円）を納入（銀行振込）しなければなりません。なお、芸術計画学科は上記と異なる為、176ページの「Ⅱ履修・修得について特に注意すべき事項～4.学芸員課程の履修について～」を必ず参照してください。

※ 資格課程は2年次から始めることを基本に時間割が作られています。したがって、3年次から始めると資格科目と学科専門科目の授業が重なりやすく、卒業時に資格を取得できない場合があります。できるだけ対応しますが、対応しきれない場合もあることを理解してください。4年次から始めたい者は教務課に相談してください。卒業と同時に資格が取得できなかった場合は、卒業後、科目等履修生として継続して資格取得を目指すことができます。

３．学芸員資格の取得について

学芸員資格を取得するには一定の基礎資格が必要であり、また所定の科目について必要な単位を修得しなければなりません。

（1）基礎資格について

学芸員資格を取得するには、基礎資格として、本学学則に従い学士の学位を有すること、すなわち、所定の卒業単位を修得することが必要です。

（2）学芸員資格に関する科目

学芸員課程科目表に従って履修してください。なお、必須科目以外の選択必須科目には学芸員の基礎知識として要求される科目を設定しています。自身の専門科目や専門関連科目がありますので十分確認のうえ履修してください。

４．学芸員資格証明書について

学芸員資格取得に必要な科目の単位を修得した者には、本学より「学芸員資格取得証書」が与えられます。

５．学芸員課程の辞退について

「学芸員課程履修届・誓約書」を提出した者が、何らかの事情により学芸員課程の履修を辞退する場合は、辞退届を提出し、その旨を必ず届け出なければなりません。

６．博物館実習について

（1）「博物館実習」の履修条件について

「博物館実習」（4 年次配当）を履修するには、3 年次終了までに博物館実習履修条件科目の単位を修得しなければなりません。

（2）「博物館実習」の概要

① 学内実習

通常授業中に学内実習を実施し、資料の取り扱いや収集、保管、展示、整理、分類等の方法、調査研究の手法等について学びます。

② 見学実習

原則として日曜日または祝日に大阪周辺にある博物館の見学実習を年数回実施します。
主な見学館は以下のとおりです。

大阪歴史博物館、白鶴美術館、アサヒビール大山崎山荘美術館、竹中大工道具館、住まいのミュージアム、兵庫県立美術館、京都国立近代美術館、奈良国立博物館、神戸市立王子動物園、大阪市立科学館、国立国際美術館、国立民族学博物館、他

③ 館園実習

学芸員課程で学んだ内容を博物館の現場で実際に経験することで理解を深めるとともに、博物館資料の取り扱いや展示解説等の教育普及活動、来館者対応等の実務の一端を担うことにより学芸員としての資質を身につけます。大阪芸術大学博物館または学外博物館において主に休暇期間中に 5 日間以上実施されます。

学芸員課程においては「博物館実習」（4 年次配当　3 単位）で①～③の内容を履修します。

また、見学実習、館園実習においては、実習日誌に内容を記録し、その都度、提出することが必要です。

学芸員課程科目表

博物館法施行規則第1条に定める科目	本学での開講科目名		年次別取得すべき単位数 1	2	3	4	計	備考
生涯学習概論	必須科目	生涯学習論	2				2	注1
博物館概論		博物館概論		2			2	※
博物館経営論		博物館経営論			2		2	※
博物館資料論		博物館資料論		2			2	※
博物館資料保存論		博物館資料保存論			2		2	
博物館展示論		博物館展示論			2		2	
博物館教育論		博物館教育論		2			2	※
博物館情報･メディア論		博物館情報･メディア論			2		2	※
博物館実習		博物館実習				3	3	
計			2	6	8	3	19	19
	選択必須科目（専門関連科目）	文化史Ⅰ			4		4	8単位必須
		文化史Ⅱ			4		4	
		日本映画の歴史		4			4	
		外国映画の歴史		4			4	
		日本音楽の歴史と理論		4			4	
		西洋音楽の歴史と理論		4			4	
		日本美術史		4			4	
		東洋美術史		4			4	
		西洋美術史	4				4	
		デザイン史		4			4	
		工芸史		4			4	
		美術考古学			4		4	
		民俗学			4		4	
		造形芸術論		2			2	
		伝統文化論		2			2	
		音楽芸術論		2			2	
		映像芸術論		2			2	
		メディアアーツ論		2			2	
		身体表現論		2			2	
		インスタレーション論			2		2	
		表象文化論Ⅰ			2		2	
		表象文化論Ⅱ			2		2	
計			4	44	22		70	8

※「博物館実習」履修条件科目
◎選択必須科目は専門関連科目で構成されています。主開講学科では専門教育科目として取り扱われ、配当年次が異なることがあります。「X 学修要項」「6開講科目について」「専門関連科目　科目表」で確認してください。
注1.「生涯学習論」…教養科目です。